〇香川県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する訓令

平成25年7月18日 警察本部訓令第11号

改正 令和元年6月13日本部訓令第4号

香川県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する訓令を次のように定める。 香川県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則(平成13年香川県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。) 第7条の規定に 基づき、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対して申出のあっ た苦情の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において苦情とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 香川県警察職員(以下「職員」という。)の職務執行により、何らかの不 利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
 - (2) 職員の執務の態様に対する不平不満

(総括責任者)

- 第3条 香川県警察本部(以下「警察本部」という。)に総括責任者を置き、香川県 警察本部警務部長をもって充てる。
- 2 総括責任者は、香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の命を受け、 苦情の取扱いに関する事務を総括するものとする。

(所属長の責務)

第4条 警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署(以下「所属」と いう。) の長(以下「所属長」という。) は、当該所属における苦情の取扱いに ついて指揮監督するものとする。

(取扱責任者の責務)

第5条 所属の次長、副隊長、副所長又は副署長の職にある者(以下「取扱責任者」 という。)は、所属長を補佐し、当該所属における苦情の適正かつ迅速な取扱い に努めるものとする。

(苦情申出書の受理)

- 第6条 警察本部における苦情申出書の受理は、香川県警察本部警務部公安委員会補 佐官(以下「公安委員会補佐官」という。)又は当直責任者が取り扱うものとす る。この場合において、当直責任者が受理した苦情申出書については、当直勤務 終了後、速やかに、公安委員会補佐官に引き継ぐものとする。
- 2 警察署における苦情申出書の受理は、取扱責任者又は当直責任者が取り扱うもの とする。この場合において、受理した苦情申出書については、所属長に報告した

後、速やかに、公安委員会補佐官に引き継ぐものとする。

3 前2項の規定により苦情申出書を受理した者は、別記様式第1号の苦情受理票を 作成しなければならない。

(受理の報告)

第7条 公安委員会補佐官は、自らが受理し、又は所属長若しくは当直責任者から引継ぎを受けた苦情申出書等(苦情申出書及び苦情受理票をいう。以下同じ。)について整理し、速やかに、公安委員会に対して当該苦情申出書等により報告しなければならない。

(苦情の処理)

- 第8条 警察本部長は、公安委員会から規則第3条第1項の規定による指示があった ときは、香川県警察本部警務部首席監察官(以下「首席監察官」という。)に対 し、当該苦情に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置(以下「苦情の 処理」という。)を行わせるものとする。
- 2 前項の場合において、首席監察官は、別記様式第2号の苦情処理票を作成し、警察本部長に報告するものとする。

(処理結果の報告等)

- 第9条 警察本部長は、前条第2項の規定により報告のあった苦情の処理の結果について公安委員会に報告するものとする。
- 2 公安委員会補佐官は、申出者に対する通知について公安委員会の決裁を得た上で、原則として文書により通知するものとする。

(苦情申出書によらない苦情の取扱い)

第10条 公安委員会に対する苦情申出書によらない苦情の取扱いについては、第6条から前条までの規定に準ずるものとする。この場合において、第6条及び第7条中「苦情申出書」とあるのは「苦情の内容を記載した書面」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この訓令は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 香川県警察における苦情申出事案の取扱いに関する訓令(平成13年香川県警察本 部訓令第23号)は、廃止する。

附 則(令和元年6月13日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

(別記様式 省略)